

市第165号議案 平成21年度横浜市一般会計補正予算(第10号)

平成21年度2月補正予算案(3月15日追加上程分)について

国からの「地域活性化・公共投資臨時交付金」の交付額が増額となったため、増額分を財政調整基金に積み立てる補正を行い、22年度に補正予算財源として活用していきます。

【歳入歳出予算補正】 一般会計(1事業) 2,689百万円

※ 文中の「2月補正後予算額」とは、2月24日に可決された市第126号議案「平成21年度横浜市一般会計補正予算(第9号)」の予算額を表しています。

<地域活性化・公共投資臨時交付金>

国の21年度1次補正で創設された交付金

(目的) 経済危機対策における公共工事等の追加などに伴う地方負担の軽減

(交付額) 事業量や財政力を勘案して、国が交付限度額を決定

(経過) 5月補正：経済・市民生活対策補正の財源として約150億円を歳入予算に計上

2月補正：交付金を活用して実施する予定であった事業の執行見込額にあわせ、約141億円に減額(2月24日議決済み)

交付額(確定)	16,768百万円(A)	差額(A-B)：2,689百万円
2月補正後予算額	14,079百万円(B)	

【補正内容】

(1) 歳入補正 国庫支出金(地域活性化・公共投資臨時交付金) 2,689百万円

(2) 歳出補正 財政調整基金積立金 2,689百万円(財源：全額交付金)

「地域活性化・公共投資臨時交付金」の増額分について、事業執行期間が限られていること、21年度予算の最終的な財源整理も2月24日議決の補正予算で整理済みであることから、補正予算財源の留保がない22年度において、補正財源として活用します。そのための方法として、財政調整基金に積立を行いません。

※ 交付金の仕組みでは、交付金をいったん既存の基金に積み立てて、翌年度予算に計上された単独事業の財源に充当することもできるとされています。